第四十一条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第七項」を「第十項」に改め、「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額（指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額及び指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額を含む。）」を加え、「含む。）及び」を「含む。）、」に、「含む。）を」を「含む。）、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額を含む。）及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額を含む。）を」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第四十八条の六十六第一項の規定により道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更し、同条第四項の規定により関係行政機関の長に協議し、及び同条第五項の規定により公表すること。

別表第七条第十四号に掲げる施設の項中「第七条第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十一条の三の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九			
第六十二条後段	第三十八条第一項の規定により道路管理者	道路整備特別措置法第十七条第一項第一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社	道路整備特別措置法第十七条第一項第一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社又は同法第三十二条の二第四項の規定により当該権限を地方道路公社に代わつて行う国土交通大臣

第十五条第一項の表十七の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表二十二の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中四十二の項を四十三の項とし、三十八の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三十七の項の次に次のように加える。

三十八			
第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣であるは道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、	これを公表するよう努めるとともに、

第十五条第二項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項」に、「第五十七条」を「第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七条」に改め、同表中三十四の項を三十五の項とし、二十三の項から三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

二十三			
第四十八条の六十七第四項	道路管理者は	有料道路管理者は	
	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、	これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない

第十六条の表五の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表九の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十三の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

二十三			
第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、	これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改め、同条第二項第二号中「自動運行補助施設設置者」を「自動運行補助施設等設置者」に、「自動運行補助施設等を」を「自動運行補助施設等を」に改める。